

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第78号

発 行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail: info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 平成31年1月25日



2019年 新年あいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 長 安 田 全 男

皆様方には、輝かしい新春をお迎えになり健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中の皆様の当協会へのご支援ご協力に衷心より御礼申し上げます。

さて、当協会では未管理浄化槽問題の解決に向け、県、市町および浄化槽業界の皆様と連携し「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を昨年8月24日に設立させていただきました。

既に2回の作業部会を開催しており、従前の浄化槽設置台帳を浄化槽の管理ができる台帳への整備や、これまで定義のなかった休止浄化槽の取り扱い要領の作成、さらには、こうした取組を踏まえた浄化槽管理者への法に基づく指導・啓発のあり方等について、鋭意とりまとめを重ねていくところです。

今後は、さらに3回目の作業部会で取組原案を策定し、年度末に開催予定の同推進協議会において審議・決定する予定です。

浄化槽の存在価値は、まさに人口減少社会や増加する災害対策においてこそ益々高まるものと確信します。こうした中で、関係者が協働し互いに情報を共有しながら、浄化槽適正管理のための課題解決に早急に取り組むことは大変重要であると考えます。

当協会といたしましても、職員一丸となって、浄化槽の適正施工、維持管理および法定検査業務等はもちろん、この新たな取り組みも通じ県内の生活排水対策の一翼を担い、もって公益社団法人としての社会的責任を引き続き果たしてまいりたい所存です。

結びに、どうか今年も皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、新年にあたりましての御礼とお願いのあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三 日 月 大 造

あけましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

貴協会ならびに会員の皆様方には、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

近畿1,450万人のいのちの水源である琵琶湖を預かる本県におきまして、公共用水域の水質保全は大変重要な課題と捉えており、これまでから地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れてまいりました。平成29年度末の污水处理人口普及率は98.7%で全国第3位と高い状況であり、今後も「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づき、普及率100%を目標に、県内市町とともに污水处理施設の整備と適正な運営管理を進めてまいります。

浄化槽は、下水道と並ぶ浄化性能を持つ効率的な污水处理施設です。正しく機能させるためには、法律で定める保守点検・清掃・法定検査などによる適正な維持管理が不可欠であり、すべての浄化槽が適正に管理されるよう、使用者の皆様に対する普及啓発をより一層推進していく必要があると考えております。

このため、昨年から、10月を「浄化槽適正管理啓発推進月間」として、貴協会、市町、県等が連携した取組が新たに実施されたところであり、今後とも関係者で連携・協力して浄化槽の適正な維持管理の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

県では、「健康しが」をキーワードに、持続可能な共生社会の実現に向けて、国連の持続可能な開発目標「SDGs」の視点も活用しながら、「人の健康」、「社会の健康」、「自然の健康」の三つの健康を創造・発信するという取組を推進しています。

現在改定作業を行っています次期環境総合計画においても、経済成長と環境保全が両立する持続可能な社会を志向し、「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく、「いかに環境に関わるか」という広い視点に立って見直すとともに、今後の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いします。

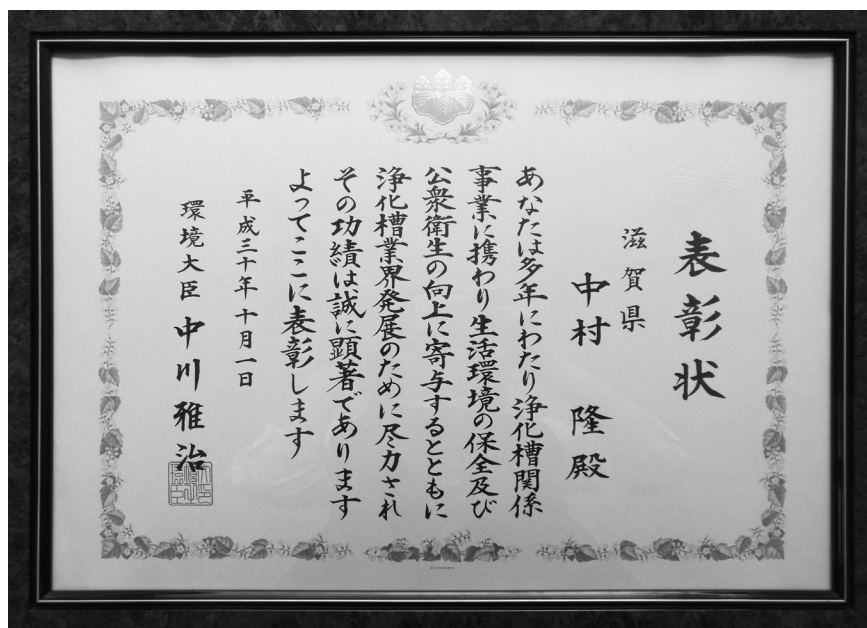
最後に、本年が公益社団法人滋賀県生活環境事業協会ならびに会員の皆様にとって、更なる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

◆ 全国浄化槽大会で中村副会長が環境大臣表彰を受賞されました ◆

「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念して設けられた「浄化槽の日」である平成30年10月1日(月)に東京・九段下のホテルグランドパレスにおいて第32回全国浄化槽大会が開催されました。

大会当日は、「浄化槽適正整備推進決議」の採択、浄化槽功労者の表彰、記念講演などが行われ、当協会副会長で(株)日映志賀代表取締役の中村隆氏が環境大臣表彰を受賞されました。ご功績をたたえ、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

【受賞された中村隆副会長】



＝浄化槽適正整備推進決議＝

健全な水環境を保全するために、「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」浄化槽について、以下の6つの課題に注力する。

1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、老朽化が進んでいる緊急性の高い単独処理浄化槽の転換義務化のための法改正と、宅内配管工事等の自己負担軽減に関する助成制度の創設等の財政支援の拡充を推進する。
2. 都道府県構想策定マニュアルによる浄化槽整備区域の拡大や、生活排水処理施設整備の10年概成方針を達成するため、浄化槽市町村整備推進事業による行財政措置の拡充を図る。
3. 防災、減災の観点から、学校、公民館等の避難所となる公共施設への災害に強い浄化槽の平常時からの設置を促進する。
4. 単独処理浄化槽の転換や適正な維持管理を進めるため、行政による浄化槽台帳システムの整備・行政と浄化槽関係団体が連携した浄化槽台帳の運営管理推進のための法制度の創設及び財政支援を拡充するとともに、浄化槽台帳システムのビッグデータを活用した管理の生産性向上の取組を推進する。
5. 先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入やエネルギー効率の低い既存の中・大型浄化槽の本体及び機器の交換等により、低炭素化と省エネ化を促進する助成制度の拡大を進める。
6. 浄化槽システムの海外への情報発信とSDGsに掲げられた目標達成に貢献する。

「浄化槽の日」標語入選作品

【最優秀賞】 ～浄化槽で守ろう僕たちの水環境 浄化槽で考えよう私たちの未来～

三日月知事に要望しました

滋賀県の平成31年度予算編成にあたり、新年1月8日(火)に知事公館において三日月大造知事に要望を行いました。

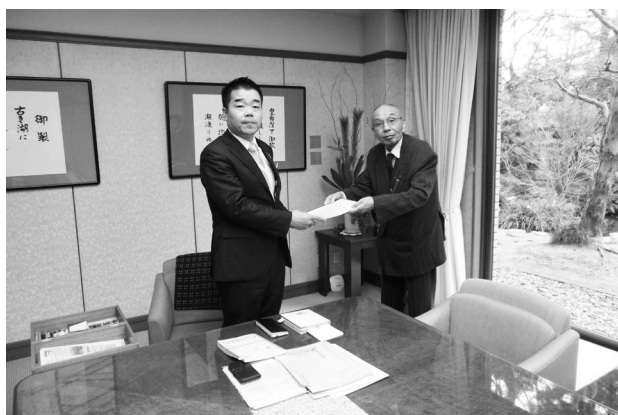
当日は、協会から北川副会長、宮下副会長、中村副会長、長谷川理事、鈴木理事、田中理事、安田会長、崎山常務理事が出席し、県当局から琵琶湖環境部循環社会推進課の三橋課長、大橋主幹が同席されました。

出席者はそれぞれの立場から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援や公的施設(避難所)に災害時の対応として合併処理浄化槽の設置などを強く要望しました。

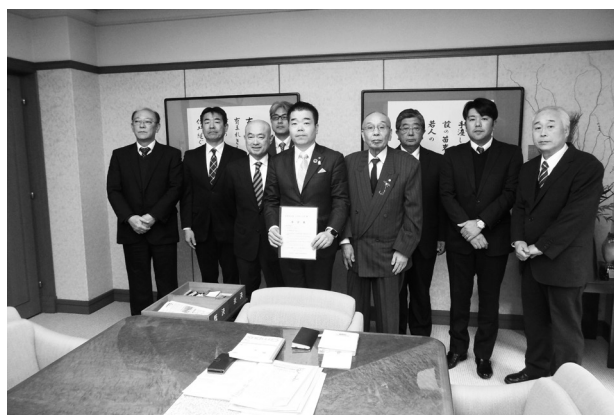
その後の意見交換で、知事からは「浄化槽適正管理推進協議会の場で、課題や情報を共有連携して取り組みを進めていけるよう努力したい。また、県の施設で16基ある単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換していくことを早急に検討したい。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換を図るための支援等について
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃および法定検査)の推進について
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた方策
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設(避難所)における浄化槽の整備促進について



【要望書を手渡す北川光明副会長】



【三日月知事を囲んで】

平成31年度定時総会は5月28日(火) に開催します

平成30年11月20日(火)に守山市のライズヴィル都賀山に於いて第22回理事会を開催しました。当日の議題は次のとおりです。

- 1 職務の執行状況について
 - (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 浄化槽の日関連事業について

浄化槽フェア(ひこねエコフェスタ2018)

- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について
- 3 知事要望(案)について
- 4 今後の役員会等の日程(案)について

職務の執行状況に関して、安田会長より次のように報告がありました。

○去る8月24日に、滋賀県、市町、滋賀県環境整備事業協同組合、当協会の四者で構成する「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を設立し、座長に就任した。

第1回の会議において、今後の取り組みとして次の3点を確認した。

- ・浄化槽台帳の問題や未管理浄化槽の存在など、浄化槽を巡る諸課題の解消に向けて浄化槽関係四者が情報を共有し、相互に連携して取り組むこと。
- ・作業部会を設け、課題解決のための具体的な検討を掘り下げること。
- ・当面の取り組みとして、浄化槽の日を起点に啓発推進月間を設け、浄化槽の適正な維持管理について連携して浄化槽管理者等へ啓発活動を行うこと。

また、9月12日に開催した作業部会において、休止浄化槽取扱要領(たたき台)等を検討し、市町が所有する浄化槽台帳の整備に関して重点的に取り組むことを確認した。

今後、12月と3月に開催予定の作業部会の結果を受けて、年度内に第2回目の協議会を開催し、作業部会の検討結果を審議・決定することとした。

○去る7月6日に、自由民主党滋賀県議会議員団に対して平成31年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得た。

続いて、崎山常務理事から「浄化槽フェア」について、本年度も滋賀県立大学で行われた彦根市主催の「ひこねエコフェスタ2018」に参画し、浄化槽の適正管理に関する啓発活動に取り組んだこと、また、昨年に引き続き滋賀県水産試験場のご協力をいただき琵琶湖固有種の水槽展示を通じて、浄化槽の放流水が生き物の命を守っていることを啓発し、県民の認識を高めるうえで大きな意味があったことが報告されました。

今後の役員会等の日程について、平成31年度の定時総会は平成31年5月28日(火)に開催することが決定されました。



「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を設立しました

滋賀県内には約3万3千余基の浄化槽が設置されており、未管理浄化槽問題をはじめとする諸課題を解消するためには浄化槽に携わる関係者相互の連携・協力が最も重要であるとの認識のもと昨年度は県、市町の行政機関と業界団体、当協会が一堂に会したワーキンググループを設立して、浄化槽に関する諸課題を整理してきましたが、これら課題の解消に向けては意思決定ができる一段上の協議会を設置したうえで、連携して取り組みを進めることとしました。

そこで、浄化槽の適正な維持管理および法定検査に関する諸施策を効率的かつ効果的に推進することを目的に、平成30年8月24日に「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を設立しました。

今後は、当協議会のもとに設置した作業部会において課題解消のための具体的方策を検討していただき、その検討結果を踏まえて取り組み事項を審議決定することとしています。

なお、浄化槽管理者等に対する啓発に関して、取り組みの第一歩として「浄化槽の日」の10月1日を起点として「浄化槽適正管理啓発推進月間」を設け、関係四者が連携して取り組むことで了解されました。

当協議会の委員は以下のとおりです。

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長
彦根市市民環境部生活環境課長
大津市環境部廃棄物減量推進課長
多賀町地域整備課長
滋賀県環境整備事業協同組合専務理事
滋賀県生活環境事業協会会長



【第1回適正管理推進協議会の様子】（於 大津合同庁舎 7-C会議室）

○当協議会の業務内容

- ・浄化槽台帳の整備に関すること
- ・浄化槽管理者に対する指導・啓発に関すること
- ・浄化槽の維持管理・法定検査に関すること
- ・その他必要な業務に関すること

「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会作業部会」を開催しました

平成30年9月12日(水)、12月13日(木)の2回にわたり「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」(以下、「協議会」という。)からの付託案件について、具体的に検討を進めるため作業部会を開催しました。

次回3月に開催予定の作業部会ではこれまでの検討結果を整理し、その後に開催予定の協議会にその成果を上程することとしています。

なお、作業部会は以下に所属する実務担当者12名で構成しています。

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
彦根市市民環境部生活環境課
大津市環境部廃棄物減量推進課
多賀町地域整備課
滋賀県環境整備事業協同組合
滋賀県生活環境事業協会

作業部会では、協議会からの付託案件である①浄化槽台帳の整備に関すること②指導啓発に関することを重点的に協議しました。

浄化槽台帳の整備に関しては、関係者が保有する浄化槽管理者情報等を共有して稼働浄化槽の実態把握に努めるとともに、所在不明浄化槽については別途管理する等の整備方策を検討しました。併せて休止浄化槽の取り扱いについては協議会準則の位置づけで「休止浄化槽取扱要領」を検討しています。

また、各市町が保有する浄化槽台帳について、保守点検・清掃・法定検査の実施状況が把握できるよう管理台帳に移行するとともに、浄化槽台帳への記載事項として各市町共通の管理項目を定めることとしています。



【第1回部会の様子】
(於 県庁本館1-C会議室)



【第2回部会の様子】
(於 滋賀県環境整備事業協同組合2階会議室)

浄化槽フェアを開催しました

平成30年11月17日(土)、18日(日)の両日、滋賀県立大学「湖風祭」の会場で開催された、彦根市主催の「ひこねエコフェスタ2018」においてブースをお借りして「浄化槽フェア」を開催しました。

今回から浄化槽適正管理推進協議会で決定した啓発推進月間の取り組みとして【浄化槽適正管理で三方よし『暮らしよし・社会よし・琵琶湖よし』】をスローガンに、彦根市浄化槽業者協議会と協力して開催しました。

昨年に引き続き、滋賀県水産試験場のご協力を得て琵琶湖固有種を水槽展示して、浄化槽放流水が生物の命を守っていることを啓発するとともに浄化槽の適正管理の大切さについて県民の認識を高めることができました。

ひこねエコフェスタ 2018 協会出展ブースの様様



【浄化槽ミニモデル、パネルの展示】



【琵琶湖固有種を展示（提供：滋賀県水産試験場）】



【クイズ、アンケートに挑戦】



【ひこにゃんもクイズに挑戦】

＝ 2019年度浄化槽推進関係予算（案）の概要 ＝

2019年度予算政府案が決定されました。今後国会で審議され、2019年度予算として成立する運びとなります。

浄化槽推進関係予算案の概要は次のとおりです。【主なものを抜粋】

〈循環型社会形成推進交付金〉

新○単独転換に伴う宅内配管工事費の助成〔個人設置型、市町村設置型〕

浄化槽整備において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（以下、「単独転換」という。）を進めることで水質保全の確保や公衆衛生の向上にも貢献するため、単独転換について転換後の浄化槽法に定める法定検査（7条、11条）の検査依頼書の添付を要件化した上で、宅内配管として合併処理浄化槽への流入管、升の設置及び側溝までの放流管を対象として、宅内配管工事（掛かり増し分：上限30万円）を補助する。

（助成率：国1／3、市町村2／3）

改○公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和〔市町村設置型〕

単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が、全国で約4.3万基近く残存している。これらのうち、「公共施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業」で浄化槽を設置する場合に限り、複数設置基数要件に関わらず1基から整備を可能とする。併せて地方公共団体自ら所有する公的施設を本事業で実施する場合については、条例による定めを不要とする。

〈二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（浄化槽分）〉

○省エネ型浄化槽システム導入推進事業

（「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」から名称変更）

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に係る、省CO2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御等）の導入・改修を行う。

その中でも、平成12年以前に設置された建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽の交換については、構造や本体のコンパクト化からエネルギー効果の高いと見込まれる浄化槽について地方公共団体や民間団体に補助する。

（補助率：1／2 間接補助） 予算（案）額：20億円

都道府県別汚水処理人口普及状況

平成30年3月末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。（汚水処理人口普及率の高い順）

都道府県名	順位	汚水処理 人口普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市 町村整備 事業 (千人)	うち 浄化槽設 置整備事 業 (千人)	うち 左記以外 分 (千人)	コミュニティ・ プラント (千人)
東京都	1	99.8%	13,668	13,636	13,605	2	27	4	9	14	2
兵庫県	2	98.8%	5,573	5,506	5,178	162	102	8	65	29	64
滋賀県	3	98.7%	1,417	1,398	1,271	90	37	0	14	23	0
京都府	4	98.0%	2,556	2,505	2,413	43	49	11	25	13	0
神奈川県	5	98.0%	9,175	8,991	8,872	3	116	3	37	76	0
長野県	6	97.8%	2,105	2,059	1,761	181	116	16	77	22	1
大阪府	7	97.7%	8,844	8,639	8,469	1	168	4	27	137	0
富山県	8	96.6%	1,066	1,030	904	91	32	1	19	11	3
福井県	9	95.7%	787	754	626	90	37	3	27	8	0
北海道	10	95.4%	5,311	5,065	4,833	68	164	56	67	42	0
石川県	11	93.9%	1,146	1,075	957	64	52	10	14	29	3
鳥取県	12	93.6%	567	531	400	98	32	5	14	13	0
岐阜県	13	92.2%	2,046	1,886	1,551	117	214	9	132	73	4
福岡県	14	92.1%	5,117	4,715	4,173	56	474	59	290	125	12
山形県	15	91.8%	1,100	1,011	840	80	90	19	46	24	0
埼玉県	16	91.7%	7,362	6,754	5,947	95	711	23	189	499	1
宮城県	17	91.2%	2,302	2,100	1,868	70	155	37	79	38	6
愛知県	18	90.4%	7,541	6,817	5,879	157	771	22	249	499	11
奈良県	19	89.4%	1,367	1,222	1,092	8	120	4	35	82	3
千葉県	20	88.0%	6,297	5,541	4,673	51	809	11	302	496	8
広島県	21	87.9%	2,839	2,494	2,120	55	316	14	153	149	4
新潟県	22	87.2%	2,270	1,979	1,702	154	123	16	45	63	0
熊本県	23	86.8%	1,780	1,545	1,215	73	257	31	176	51	0
秋田県	24	86.7%	1,008	873	650	106	116	22	68	27	0
山口県	25	86.6%	1,388	1,203	911	67	225	8	137	80	0
栃木県	26	86.2%	1,979	1,705	1,311	88	304	6	238	60	1
岡山県	27	86.1%	1,913	1,647	1,285	45	317	18	205	95	0
沖縄県	28	85.6%	1,465	1,255	1,048	68	139	13	6	121	0
宮崎県	29	85.1%	1,105	940	656	50	235	18	182	34	0
三重県	30	84.4%	1,827	1,542	979	100	460	19	230	210	3
茨城県	31	84.0%	2,941	2,470	1,818	161	482	13	197	272	10
佐賀県	32	82.8%	829	687	500	61	125	39	65	21	1
福島県	33	82.6%	1,844	1,524	983	121	420	40	242	138	0
山梨県	34	82.2%	835	686	550	16	115	8	47	60	6
岩手県	35	80.8%	1,256	1,015	743	106	165	41	96	28	2
静岡県	36	80.7%	3,731	3,009	2,355	31	610	15	354	241	14
群馬県	37	80.5%	1,985	1,598	1,068	124	382	23	234	124	24
長崎県	38	80.2%	1,369	1,099	853	49	191	16	135	41	5
鹿児島県	39	80.1%	1,643	1,317	690	41	580	47	410	123	5
島根県	40	79.3%	688	546	332	102	107	29	47	32	4
青森県	41	79.0%	1,298	1,025	776	117	132	12	40	79	0
愛媛県	42	78.1%	1,387	1,084	745	40	296	25	166	105	3
香川県	43	76.6%	988	757	443	17	297	14	234	49	0
大分県	44	75.8%	1,163	882	587	35	260	11	168	80	1
高知県	45	72.5%	720	522	273	22	225	14	127	84	2
和歌山県	46	63.6%	970	617	264	46	307	14	183	110	0
徳島県	47	60.4%	753	455	136	20	291	14	163	114	8
全 国	—	90.9%	127,323	115,712	100,306	3,440	11,754	844	6,066	4,844	211

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な市町村（楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

処理施設別汚水処理人口普及状況（環境省、滋賀県HPより）

平成30年 3 月末現在の処理施設別の普及状況は以下のとおりです。

	滋 賀 県				全 国	
	平成 30 年 3 月末		平成 29 年 3 月末		平成 30 年 3 月末	平成 29 年 3 月末
	整 備 人 口	普及率	整 備 人 口	普及率	汚水処理人口	汚水処理人口
下 水 道	1,271,046人	89.7%	1,266,486人	89.3%	10,031万人	9,982万人
集落排水処理施設等	89,860人	6.3%	93,275人	6.6%	344万人	352万人
浄 化 槽	37,344人	2.6%	38,862人	2.7%	1,175万人	1,175万人
コミュニティ・プラント等	0人	0%	0人	0%	21万人	22万人
計	1,398,250人		1,398,623人		11,571万人	11,531万人
汚水処理人口普及率	98.7%		98.6%		90.9%	90.4%
総 人 口	1,417,306人		1,418,248人		12,732万人	12,754万人

市町別汚水処理人口普及状況（滋賀県HPより）

平成30年 3 月末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

（単位：％）

	汚水処理人口普及率			
		下 水 道	集 落 排 水 施 設	合併処理浄化槽等
大 津 市	99.0	98.4	—	0.6
彦 根 市	93.2	82.5	3.9	6.8
長 浜 市	99.9	79.1	20.5	0.3
近江八幡市	99.5	79.5	0.8	19.1
草 津 市	99.9	95.9	3.6	0.4
守 山 市	100.0	95.3	4.5	0.1
栗 東 市	99.5	99.1	0.3	0.1
甲 賀 市	95.7	77.5	11.1	7.1
野 洲 市	99.4	95.2	4.0	0.2
湖 南 市	98.8	97.4	—	1.4
高 島 市	99.2	86.1	11.0	2.1
東 近 江 市	98.9	76.8	21.3	0.8
米 原 市	100.0	89.9	9.8	0.3
日 野 町	99.2	77.0	21.0	1.2
竜 王 町	100.0	85.9	6.7	7.4
愛 荘 町	99.8	99.2	—	0.6
豊 郷 町	100.0	100.0	—	0.0
甲 良 町	99.9	99.9	—	—
多 賀 町	98.3	88.2	7.4	2.7
滋 賀 県 計	98.7	89.7	6.3	2.6

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

平成30年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
甲 賀 市	10	43	53	48	4	1
近江八幡市	37	13	50	43	4	3
彦 根 市	32	7	39	36	3	0
大 津 市	9	12	21	17	4	0
高 島 市	4	9	13	10	2	1
東 近 江 市	4	4	8	7	1	0
竜 王 町	5	0	5	2	3	0
湖 南 市	4	0	4	1	3	0
日 野 町	2	2	4	4	0	0
栗 東 市	1	2	3	3	0	0
愛 荘 町	2	1	3	3	0	0

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
野 洲 市	1	2	3	2	1	0
日 野 町	2	0	2	1	1	0
多 賀 町	2	0	2	0	1	1
守 山 市	1	0	1	1	0	0
栗 東 市	1	0	1	1	0	0
愛 荘 町	1	0	1	1	0	0
豊 郷 町	0	0	0	0	0	0
甲 良 町	0	0	0	0	0	0
合 計	118	95	213	180	27	6

前年度同月の状況 (平成29年12月末)

県 合 計	119	110	229	200	21	8
-------	-----	-----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの

浄：浄化槽法に基づくもの

3月5日、6日に指定採水員指定講習会を開催します

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を下記のとおり開催します。

平成28年3月に受講していただいた方々は平成31年3月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとする方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は、各保守点検業者宛に送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。

開催日程

開 催 日	会 場
平成31年3月5日(火)	ライズヴィル都賀山 3階 ローザ 守山市浮気町 300-24
平成31年3月6日(水)	

(注) 講習時間は、いずれも14:00～16:00の予定です。

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015

栗東市安養寺7丁目1番25号

ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271

554-9272

FAX 077-554-9293

